

新潟県立十日町高等学校「いじめ防止基本方針」実践のための行動計画

平成26年4月1日 策 定
 平成29年3月17日 一部改定
 平成31年4月1日 一部改定
 令和3年11月18日 一部改定

1 組織的な対応について

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの未然防止、早期の発見及び対応のため、下表のとおり「いじめ対策委員会」を設置する。

構成 及び 人員								
教頭	いじめ対策 推進教員	養護教諭	生活指導	S C	1 学年	2 学年	3 学年	計
1	1	1	1	1	1	1	1	8

(2) 実施する取組

① 未然防止対策

- ・全体指導計画に基づく指導を行うとともに、年間を通して必要に応じた指導及び啓発を行う。また、生徒が自主的に行う活動を支援する。
- ・いじめ対策推進教員が中心となり、いじめの未然防止に向けての全体指導計画を立案する。
- ・いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。
- ・要配慮生徒への支援方法を決定する。（特別支援委員会と情報共有）

② 早期発見対策

- ・全職員が「いじめ見逃しゼロ」の意識で生徒指導を行い、職員は問題を一人で抱え込むことなく組織的に対応を進める。
- ・いじめの状況を把握するためのアンケートを定期的実施し、分析結果を全職員で共有する。
- ・ネットトラブルの有無について、ネットパトロールの結果等を情報共有したり、アンケートや面談等で把握したりし、情報を全職員で共有する。

③ 事案発生時の対応

「いじめ防止対策推進法」に則り対応する。（別紙「いじめ対応フローチャート」参照）

< 事実確認、いじめ認知及び報告 >

◇ 事実確認

- ・いじめが疑われる行為を認知した職員は速やかに校長に報告する。
- ・校長は、関係生徒等への聞き取り及び事実確認を、複数職員で行うことを指示する。
- ・校長は、必要に応じて緊急アンケートを実施する。

◇ いじめ対策委員会の開催

- ・聞き取りを行った職員は校長に報告し、校長はいじめ対策委員会の開催を指示する。
- ・いじめ対策委員会は、いじめ認知の有無を決定する。
- ・いじめ対策委員会は、重大事態としての対応の有無を決定する。

◇ 報告・連絡他

- ・いじめを認知した場合及び重大事態として対応が必要な場合、校長は速やかに県教育委員会に報告するとともに、専門家の活用等について相談するなど緊密に連携する。
- ・いじめ対策委員会の結果は、速やかに全職員で情報を共有する。
- ・必要に応じて外部機関（警察、児童相談所、医療機関等）に情報提供し、対応について連携する。

◇ 関係生徒及び保護者への対応等

- ・被害生徒は安全確保を最優先に保護者に引き渡す。また特別な事情がない限り認知当日中に保護者へ状況等を説明するとともに、学校と連携した生徒の安全確保、見守り及び支援を依頼する。
- ・加害生徒保護者へは特別な事情がない限り、認知当日中に状況等を説明するとともに、学校と連携した見守り及び支援を依頼する。また、生徒に対する以後の学校の対応について連絡する。

< 指導方針の決定、指導体制の確立 >

◇ いじめ解消に向けた指導方針等の決定

- ・いじめ対策委員会は、県教育委員会の指導を受けながら、外部機関との連携の有無を含め、当該生徒（被害者、加害者、観衆、傍観者等）への対応方針を決定する。

- ・校内各組織（学年部、生活指導部、スクールカウンセラー、特別支援委員会等）は、いじめ対策委員会の結果を踏まえ、いじめ解消に向けた指導・支援計画を作成し、対応する。
- ・必要に応じ、PTA及び地域と連携し、当該生徒の指導・支援を行う。

◇いじめ解消

- ・いじめ対策委員会は、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること、及び②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと確認された時、いじめが解消している状態であると判断する。

なお、いじめ類似行為にあたっては、①により解消を判断する。

- ・例えばいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該生徒について引き続き日常的に注意深く観察する。

④職員研修等

- ・いじめ対策推進教員が中心となり、すべての教職員が法及び県条例の内容を理解し、いじめの未然防止、早期発見対策、事案発生時からいじめ解消までの対応等に関する全教職員対象の校内研修会を定期的実施する。（校内研修においては、「生徒指導研修資料」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を提示し、年3回以上実施する。）

(3) 取組の評価

学校自己評価で、いじめ対策委員会の取組が計画的に進んでいるかを評価する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としていじめ問題への取組の評価を実施し、速やかに結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

① 学級づくり及び学習指導の充実

- ・「帰属意識」、「規範意識」の向上を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・実態を踏まえ、「自信」、「コミュニケーション能力」を高める授業を目指すことで、ひとり一人が意欲的に取り組めるよう努める。

② 道徳教育と特別活動の充実

- ・教育活動全体の中で、人間としての在り方・生き方等の道徳教育を一層充実させ、豊かな心を育み、人としての生き方の自覚、道徳性を育成する。また、「生きるV」等を活用し、人としてすべきこと及びしてはならないことを教え、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ・集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通して、いじめ根絶を呼びかける運動など生徒の主体的な活動を推進する。
- ・校長講話、全校集会、学年集会をとおしていじめについて考えさせる機会を設定し、いじめ根絶の気運を醸成する。

③ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・生徒ひとり一人が、人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面で丁寧に指導する。
- ・教職員自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることがないように、教職員ひとり一人が人権感覚を磨く。
- ・いじめをさせないという学校、学級、部活動等の雰囲気づくりを心がけ、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

④ 保護者・地域との連携

- ・PTA総会等において、保護者へ「いじめ防止基本方針」を周知し、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民の集い」への参加を促すなど、保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・HP等を通じて、保護者・地域に対し「いじめ防止基本方針」を周知する。

(3) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ② 発達障害等。障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導する。

(4) ネットいじめへの対応

- ① スマートフォン等の通信機器は、緊急時を除いて学校内での使用を禁止する。
- ② 情報・家庭科・LHR等で、生徒にネットの利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方

や有害サイトにアクセスしないこと等を指導する。特に、次については重点的に指導するとともに、早期発見に資する環境づくりに努める。

- ・ SNS等、インターネット上に個人情報やむやみに掲載しないこと。
 - ・ SNS等、インターネット上に他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
- ③ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器等の使用について、保護者と協力して適切に指導できるように啓発する。また、PTAと連携して情報機器の適切な使用に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。いじめを軽視したり、隠したりせず、積極的に認知する。
- ② 日頃から、生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 生徒、保護者が様々な悩みについて、気軽に相談できる体制を整備し、安心して学校生活を送ることができるように配慮する。また、教育相談週間を定期的に設定し、生徒面談や三者面談等を行う。
- ② 学年で情報交換会を設定し、気になる生徒情報を共有した内容を教職員全体で共有し、組織的に対応できる体制を整備する。
- ③ 教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整備する。
- ⑤ 生徒が安心して、いじめを訴えられる「アンケート調査」を定期的に実施する。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ① 被害生徒や保護者に対し、徹底して安全を確保することや秘密を守ること等を伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② 加害生徒に対しては毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

いじめ対策委員会が中心となり、学年部及び生活指導部等と連携し、関係生徒への聴取や緊急アンケートにより、事実関係について迅速かつ的確に調査する。また必要に応じて、県教育委員会から職員の派遣を受けるなど、外部機関とも連携する。

(3) 生徒・保護者への支援

- ① 被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求め、いじめ事案の情報共有をする。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ 解決したと思われる場合でも、継続して十分注意し、指導・援助する。
- ④ 解決については、いじめられた生徒及び保護者の意向等を十分に踏まえ、いじめ対策委員会で決定する。
- ⑤ 加害生徒が抱える問題などいじめ発生の背景にも注目し、当該生徒が十分反省し二度といじめを起こさないよう、学校と保護者が協力して継続的に指導・援助する。

(4) いじめの周辺生徒（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度について理解させる。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせよう勇気を持つように伝える。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① インターネット上のいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有し、教育委員会と連携しながら、速やかに当該いじめに関わる情報の削除を求める等の対応を行う。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決とせず、継続的に双方の生徒を観察し、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) いじめ対策委員会で、重大事態として対応が必要であると判断したとき、速やかに県教育委員会に報告するとともに必要に応じて所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、必要に応じて弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、いじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携し、学校組織を挙げて行う。
- (4) 被害生徒や保護者及び加害生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係及び経過報告等について、適時・適切な方法により、丁寧にその説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、全保護者に適時・適切に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。